

平成28年7月28日（木）  
津島市市民生活部市民協働課（鈴木・佐藤）  
電話番号0567-24-1111（内線2250、2254）

## 南小学校区内で「ゾーン 30」を実施します ～安全なまちづくりへ向けて～

抜け道などに利用されやすい生活道路での歩行者等の安心安全な通行を確保するため、津島警察署と連携し、区域（ゾーン）を定め、「ゾーン 30」と路面標示することで、自動車の速度抑制や抜け道行為の抑制を図ります。津島市では、初めての試みとなります。

### 1 開始日

平成 28 年 8 月 29 日（月）から

### 2 場 所

南小学校区内別紙のとおり

### 3 内 容

「ゾーン 30」とは・・・

警察庁の提唱する、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を定めて、時速 30 km の速度規制と道路整備を組み合わせ、速度抑制やゾーン内の抜け道通行の抑制を図る交通事故抑止対策のこと。

警察と道路管理者が連携し、対策を行います。

ゾーン 30 区域の入口約 20 か所に規制標識（津島警察署）及び路面標示（道路管理者：津島市）を設置します。



### 4 実施までの経緯

平成 26 年 2 月

大政地区総代会より津島市に提出された「規制区域内道路の 30 キロ速度規制の要望書」を津島警察署へ提出

平成 27 年

通学路の安全確保に向けた取り組みについて協議する津島市通学路安全推進会議（市教委・小学校・市・津島警察署・海部建設事務所の関係者で構成）において、南小学校区内へのゾーン 30 設置について検討

平成 28 年 2 月～ 6 月

規制区域内の全 25 町内会より津島市に提出された「ゾーン 30 設置の要望書」を津島警察署へ提出。

# 南小学校区内「ゾーン30」地区

